

極秘

島富洋輔

官房長

官房次官事務官

外務省
經濟局長、貿易部長以降の事務の事務官

沢田首席代表

宇山参事官

経済協力部長

会計課長

アジア局長

審議官

北東アジア課長

対韓經濟協力に関する予算措置について

技術

昭和25年7月22日

北東アジア課

1. 対韓經濟協力の趣旨。

近く再開予定の日韓会談において、韓国側は再び

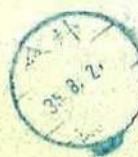
巨額の財産請求権を持出し、加えて在日韓国人の

南鮮帰還に因連して補償金の如きも支拂ふよう

主張するものと見えた。しかし、財産請求権問題は

(1) 交渉が極めて困難かつ長期化する可能性が強い。

(2) 韓国との間にこの問題を解決した場合、北鮮へ



1791



(1 頁目に糊付けされた付箋)

極秘

アジア局長

審議官

北東アジア課長

置について

昭和 7. 22.

北東アジア課

韓国側は再び

在日韓国人の

南鮮焼還に因連して補償金の如きも支拂以上

主張すをもと見らる。しかし、財産請求権問題は

(イ) 交渉が極めて困難かつ長期化する可能性が強い。

(ロ) 韓国との間に二つ問題を解決した場合、北鮮へ



1791

アジア局外務省
7. 25
局長附

問題が発生する。(八) 国内的には 旧財産権者補償向

題も発起する。この理由で 早急な ^{毛打かること} 解決は不適当で

あり、もし丁一連、「棚上げ」とす方が 適当です。

また 在日韓国人の 南鮮帰還に伴う 補償金 支拂

要求に 応すべし 瞍合はない。他方、日韓会談を

早急に 実施するためには、韓国側に対して何らかの

~~援助~~

聖済援助を行ふことが 不可避であります。また 我が國に

これも、過去の 賠償などにはなしに、韓国の

終束の 圣済及び社会福祉に寄與するといふ趣旨で

~~援助~~

ならば かかる 圣済援助を行ふ意義をと認められます。

(米国、対韓聖済援助と相俟つて、韓国が 圣済を

安定、成長し、ひいては韓国、政治も安定することは

リ、専門の問題といふ。

韓国日本にヒカル女子らしいことぢやない

韓国経済が安定化への傾向を見出しつゝ、在日朝鮮人の北鮮
帰還希望を手控えさせ、北鮮送還業務を早く終らせる結果が
上記のような事情に鑑み、日韓会談が今階し

日韓国交が正常化した後（大体明会計年度以降）

1000万ドル

54万両

毎年2000万ドル、5年内にめたり、合計1億ドルを

経済協力のための援助（無償）として支出することが

適当と思ふ。

無償

2. 対韓経済協力のための予算措置。

現在我が国が実施していき賠償並べ経済協力を

大別すると、
支那立行を得て、三で到成

(1) 無償のもの（賠償部所管）

諸本邦の相手へ
1. 連邦に失敗したベテランアーリー
何
倒額の請求が実上

(1) ベトナム、フィリピン、インドネシア、ベトナムに対するア

賠償

(口) ラオス、カンボジアに対する経済技術協力

(二) 二国は対日賠償請求権を放棄したので、日本

側はこれに応えて経済技術協力を行うこととしたも)

(2) 有償のもの (経済協力部所管)

(我が国で通常言っている経済協力はこれに属す)

に分かれます。

歴史と変化後

特別の

今般韓国に対して行なったとすと経済協力は無償

の建前なって、上記(1)(口)に類似したものになつたと思

ゆう了。 上記(1)の賠償反面無償経済協力

のための予算は、すべて、賠償等特殊債務清理特別

受益国)

会計に計上されており、~~米英~~は、契約の当事者として

事

物資を供給し、役務に従事する日本国民に対して、日本

政府より支拂に基づいて、代金を支拂う建前に在つて

いた。

よつて、今後の措置については、日韓会談に臨む日本

側基本方針の決定の過程において、ばべ、明年度

予算編成の過程において、大藏省側に上記1.の

趣旨を窺と説明し、理財局外債課（賠償等特別

会計の所管課）をして、所要の措置をとらしめよう

働きかけて貰おうと思ひます。

打轉經濟協力開拓の月、件が確定内地にて
解説と日本具現化

3. 対韓經濟協力事務費っための予算措置

ラオス、カンボジアへ対ナミ經濟技術協力のため

事務費に準じて、~~日下当課にて~~準備中です（主に
事務費といふ）（主な方ある）

日韓合同委員会(たまつて)の見込)

なお、これは別に日本側の学界、經濟界の請負

より成了 日韓經濟協力~~懇親会~~の事費、京城

での打合せたまつて、外國出張旅費も計上する予定で

す。

4. 通常の技術協力及び技術協力の予算措置

(あいだち)
向、口頭正本化迄の~~おもて~~技術提携、融資による

手続

經濟協力及び技術協力が或は今年度半期半期

必要

えいわいの~~実現する~~了かも知れず、その場合に

の請者の技術協力実体予算及び大物の財政^{外務省}
技術協力実体予算及び予備費について、措置をとる。

(6 頁目に糊付けされた付箋)

計画経営協力実行規則・構造改良実行規則
昭和三四年 七月四日

既得権利を尊重する、經濟扶助或は經濟協力を受ける
臣敎、教育と傳承する場合に於ては、技術、資金の
供給の方法は、官民並行の形で、混融とする事
は、國庫、地方、民間の協力による門、即平口と名
い、貿易商會、銀行、民間企業、企事業團の間
の、國庫、民間の協力による門、即平口と名
い、構造と、外の、他の計画等が
ある場合は、該構造の実現するまで、その協定は、
尚未決定するまでは、該構造の実現するまで、その協定は、

多伽
久陽

經濟協力 及び技術協力が、又は、技術協力が、

必要と

されない限り実現するまで、その協定は、

分担者の技術協力実現するまで、大和者の財政外務省
技術協力実現するまで、その協定は、